

平成 23 年 5 月 12 日  
205 会議室

平成 23 年第 9 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成23年第9回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成23年5月12日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時29分

2 場 所 205会議室

3 出席委員 中村 祐治

宮田 由香

澤 利夫

田中 健一

古岡 邦人

署名委員 古岡 邦人

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 澤 利夫

教育総務課長 小林 健司

スポーツ振興課長 五十嵐敏行

教育部長 近藤 忠信

指導課長 並木 浩子

統括指導主事 大谷 憲司

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一

大澤 善昭

## 案 件

### 1 議案

(1) 議案第14号 立川市体育指導委員の委嘱について

### 2 協議

(1) 立川市教育委員会の教育目標について

(2) 泉市民体育館への指定管理者制度導入について

(3) 幼保小の連携について（自由協議）

平成23年第9回立川市教育委員会定例会議事日程

平成23年5月12日(木)

205会議室

1 議案

(1) 議案第14号 立川市体育指導委員の委嘱について

2 協議

(1) 立川市教育委員会の教育目標について

(2) 泉市民体育館への指定管理者制度導入について

(3) 幼保小の連携について(自由協議)

---

◎開会の辞

○中村委員長 皆さんこんにちは。それでは、ただいまから平成23年第9回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、署名委員に古岡委員、お願いできますでしょうか。

○古岡委員 はい。

○中村委員長 それではよろしくお願いいいたします。

本日は議案1件、協議3件、報告はございません。その他は議事進行過程で確認していきたいと思っております。

まず、事務局方の出席者の確認をお願いしたいと思います。近藤教育部長、お願いいいたします。

○近藤教育部長 本日の出席者でございますが、私、教育部長近藤のほか、小林教育総務課長、並木指導課長、五十嵐スポーツ振興課長及び大谷統括指導主事でございます。

○中村委員長 ではよろしくお願いいいたします。

---

◎議 案

(1) 立川市体育指導委員の委嘱について

○中村委員長 それでは早速、議案に入っていきます。

まず議案第14号、立川市体育指導委員の委嘱についてを議題といたしますので、事務局より提案説明をお願いいたします。澤教育長。

○澤教育長 議案第14号でございますけれども、この提案理由はそこに書いてございますとおり、スポーツ振興法第19条並びに立川市体育指導委員規則第4条に基づきまして、錦町地区において欠員がありました体育指導委員を委嘱する提案でございます。詳細はスポーツ振興課長から説明をさせていただきます。

○中村委員長 五十嵐スポーツ振興課長、お願いいいたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 それでは議案第14号、立川市体育指導委員の委嘱について、説明をいたします。

スポーツ振興法第19条の規定及び立川市体育指導委員規則第4条の規定に基づき、体育指導委員を現在委嘱しているところでございます。そのうちの1名の方が、都合により4月末に辞職をいたしましたので、今回立川市錦町在住の堤氏に委嘱をしたいという内容でございます。

任期につきましては、前任者の残任期間の平成24年3月31日までとなります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○中村委員長 提案ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局提案について、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 よろしいですか。

それでは、質問、意見がなければ、議案第14号についての質疑を終了いたします。

それでは、議案第14号立川市体育指導委員の委嘱についてをお諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしと認めまして、議案第14号、立川市体育指導委員の委嘱については承認されました。

それでは、埴様の委嘱の事務をよろしくお願いいたします。

では、議案第14号、立川市体育指導委員の委嘱についての議案を終了いたします。

---

## ◎協 議

### (1) 立川市教育委員会の教育目標について

○中村委員長 続きまして、今度は協議に入っていきたいと思えます。

協議の1番目、立川市教育委員会の教育目標についてを協議いたしますので、事務局より説明いただきたいと思えますが、澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 この協議の、原案3でございますけれども、これまで4回の定例会で、基本的な協議から原案協議を積上げてまいりました。前回の原案協議の中で、訂正箇所、今お手元に波線で示している箇所でございますけれども、この箇所について修正をいたしまして、原案として提案をするものであります。

これは、ただあくまで原案でございますので、これで案でありますとか、これで決定するとか、そういうレベルではなくて、今後のまたいろいろな段取りを踏まえてから、案、あるいは目標として定めていく、そういう段取りの提案でございます。

○中村委員長 提案説明ありがとうございました。

本日の協議は、提案説明にもありましたけれども、4回の定例会での基本協議と原案協議の積み重ねを受けて、本日は原案-3として最終の協議をするものですが、最終といいましても、これは決定するための最終ではなくて、これから市民の皆様からのパブリックコメント、あるいは市長部局との調整、あるいは議会からの御意見をいただくためのたたき台という意味合いの原案でございますので、4回の定例会の積み重ねを踏まえた上で協議していきたいと思えます。

前回のときに詳しくそれぞれについて協議しましたので、きょうは訂正箇所を一括してでよろしいと思うのですが、今提案いただきました原案-3についての、特に修正箇所、あるいはもちろん他にあれば結構なのですが、何かございましたらお願いします。原則的によろしいでしょうかと伺ったほうが良いと思うのですが、包括して伺いたいと思えますので、いかがでしょうか。

よろしいですか。では宮田委員。

○宮田委員 意見ですけれども、全体を通してかなり形が整ってきたかなというふうに思います。前回四角に、ほぼ目標であろうかと思われる4点を目標と考えて、四角で囲った経緯があったかなというふうに思います。

それで、改めてもう一度読み直したときに、言葉で、「実現」という言葉が2回出てきたりとか、そのあたりが、「実現」が二つあってどうなのかなというふうに見ていくと、この中で言いたいことが、大きくは「生涯学習社会の実現」ということなのかなというふうに取りました。そして、教育委員会の教育目標は「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、新しい文化の創造を目指す」のだという、この二つのくくりの中で、下の四つの目標値を定め、これを推進するのだというストーリーかと思います。

改めて、私的にちょっと文章を整えましたというか、ちょっと並べてみましたので、ちょっと聞いていただきたいのですがいいでしょうか。

「立川市教育委員会は、新たな文化の創造を目指し、豊かな人間性と創造性を備えた、ともに生きる力の育成を目標とする。「心のかよふ緑豊かな健康都市立川」を統一将来像に見据え、生命尊重を基調とし、公共の精神を尊び、連携し、すべての市民が生涯を通じて主体的な学びのできる生涯学習社会と、知・徳・体を育み、心豊かな人に成長するよう人権教育を推進する。」

この前に「以下の目標に基づき、人権教育を推進する」というふうに、ちょっと並べてみました。

こうしてみると、ちょっとこの「人権教育」と改めてちょっと入れてみたのですが、そうするとちょっとこの並びと据わりが少しぐらついてしまうなというふうに思ったのですが、この中で私が考えたのは、生命尊重と人間尊重と二つ重ねているために、少しこちらの両方が同じぐらいに強調されるので、人間尊重というところが人権教育というところにつなげて、特に教育の方向や、連携、体制、環境のほうにシフトがいくような文章の構造にして、まずは生命尊重、そして人間としてよりよい人生が送れるような、人間性豊かな成長のための目標値四つ、というふうにみたのですが、なかなか文章がうまくできないのですが、いかがでしょうか。

ここで変わっているのは、「新しい文化」ではなく「新たな文化」の創造。では、新たな文化の創造って一体どんな文化なのでしょうというところが、まだ議論を十分できていないのですが、立川市の文化芸術まちづくり等々、いろいろな施策の中で、「新たな文化」というのはやはり健康的な経済活動が、発展する人づくりというものにつながっていくものであるというふうに学んでまいりましたので、このあたりを「新しい文化」、過去を切り捨てるのではなくて「新たな文化」を創造していく、そういったまちづくりを目指しているのだというふうに言葉を変えてはいかがかと思います。

一方では多文化共生という考え方や方向もあるのですが、教育委員会ですので、教育・学習ということで「生涯学習社会」というものを目指したらどうかなというふうに思いました。いかがでしょうか。

○中村委員長 今まで積み重ねてきた議論だというお話は、冒頭でいたしました。少しずつ少しずつ、皆さんの知恵を集めながら、ここで一つ文案としてできてきたわけです。これはあくまでも完成品でないと。いわば生コンの状態です。市民の皆様にお示ししたほうが、よりご理解いただけるのではないかと。ある意味では、不完全という言い方はよくないのですが、そのほうがいいのではないかと。心づもりでやってきたのですが。

今そういうご意見をいただきましたが、ほかの方はいかがでしょうか。田中委員。

○田中委員 今の、宮田委員から一部修正を含めたものがありましたけれども、まず形を整えるというのも既に4回にわたって我々の意見が相当反映されて、今回までできたわけですね。そういう意味で教育理念、そして内容、目標としてその四つを掲げてきたので、私はこれを通して、十分、完全ではないですけども、そのパブリックコメント、あるいは市民に対する問いかけ、あと市長部局に対して検討いただくと、そういうものを含めて最終的に我々が判断していくということで、私はここにある原案-3、これを進めていただきたいと、そう思います。

○中村委員長 わかりました。それに対して原案-3でよろしいという意見がございました。

はい、澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 私も今までの手順といたしまし、教育委員会の議論の進め方の手順において、瑕疵はなかったと思っていますから、今この段階で、並び替えとはいいながら、全部書き換えるということは、ちょっと信用の問題、教育委員会に対する信頼の問題もありますので、私は今の宮田委員の意見は十分わかる部分もありますし、逆にいうとパブリックコメントの中でも多分出てくる可能性もある。その中でもう一度議論する場ではないかと。この場でまた全部やり直してもう一回ずっとやるという手もありますけれども、そうするとまた協議を続けるということでも、選択肢としてはあるのですが、ただ、今まで4回という手順を踏んできて、皆さん合意してきた中身なので、ここからまたゼロとは言いませんが、戻るというのは、議事の進め方からしてはいかがなものかと思いますが。

○中村委員長 やはり何回積み重ねてきても、今まで積み重ねてきても、そこでまずいと気が付いたときには直す必要はあるのですが、これは先ほどもお話したとおり最終決定ではないのですよね。一旦ここで止めて、市民の皆様、あるいは議会、あるいは市長部局にお聞きした上で、もう一回ここで協議して決定という、そういう手順が残っていますので、今のご意見だったと思いますが。

古岡委員。

○古岡委員 今「新しい文化」といいますが、この「新しい」がどうなのかという、形容詞ですけれど、また「新たな」と「創造」というものを言い換えた表現の違いに過ぎませんので、一応これはこれでいいのではないかなと思います。

○中村委員長 わかりました、ありがとうございます。はい。

○宮田委員 という皆様のご意見を受けて、改めて今回の議論での課題というものを、私はちょっと感じている部分がございます、この中で我々はどういう価値をもって教育を行うの

かということが一つすっきりと見えないかなということと、それからどんな価値をこの教育委員会が提供して、そしてその目標値として行っていくのかというところを、もう少し議論をしたほうがよかったなというふうに思っています。

○中村委員長 はい。それは今までの4回の議論の中で言えたことですよ、それはね。

○宮田委員 十分には、私にとっては十分に言える時間はなかったと。

○中村委員長 けど言う機会はあったわけですよ、4回の中では。

○宮田委員 言っていたのですけれども、なかなかそのところが、最後の伝統文化等々の継承の議論のところも、もう少しお話をしたかったなという思いがあります。

○中村委員長 わかりました。ありがとうございます。今、大方原案賛成というご意見が3名でしたので、最終的に諮っていきたいと思いますが、私から一つ。

「目指す」というのは、前回もありましたけれども、平仮名のほうがいいのではないかと。いわゆる「目を指す」という差別的に受け取られたらいけないということで、行政文書には「目指す」という言葉がかなり漢字で書かれているのですが、文科省関係は最近「目指す」が消えて全部平仮名表現、あるいは「目指す」は余り使われてないということなのですが、そこを修正ということに対して、私から意見ですが、いかがでしょうか。澤教育長も前回そういう発言があったと思いますけれど。

○澤教育長 そうですね、私も、計画では一部載っているところではありますが、平仮名のほうがいいかなとは思っています。

○中村委員長 はい、古岡委員。

○古岡委員 テーマが教育目標という目標ですので、その目標という言葉はどこかの文中に入れたほうがいいのではないかとはいっています。「目指す」は確かに、ちょっと残酷なイメージがありますので、「目標にする」「創造を目標にする」というふうに言葉を換えてこの教育目標に入れたらいかがでしょうか。

○中村委員長 わかりました。それで「目指す」ということは、では平仮名がよろしいというご意見でよろしいですか。そうすると、では今までの皆さんのご意見を。

○古岡委員 前回の「いきいき」の漢字を平仮名にしたという経緯もありますので、よろしいと思います。

○中村委員長 はい、田中委員。

○田中委員 前回「めざす」が平仮名できて、それぞれ根拠として、人権に関わると、そういうお話はあったのですけれども、確かに国の文書の一部には既に平仮名で書いていますが、やはりここで考えなくてはいけないのは、人権教育にことよせて、やはりその言葉狩りを非常にされやすいということに、これは望ましい傾向ではないかとそう思うのです。少なくとも東京都教育委員会の文書を含めて公文書には、大半がまだこの「目指す」というのを漢字で書かれているわけですから、私は「目指す」というのはこのまま漢字のほうが、きちんと文章としては成立するとは思いますが、全体としてやはり平仮名に変えたいと、そういうのであれば、それはもう立川市としての、教育委員会としての考えでよろしいのですけど、

いかがでしょうか。

○中村委員長 はい、では古岡委員。

○古岡委員 その漢字か平仮名か、二つの意見があるのですが、「目指す」という言葉自体を変えて「目標とする」というのにしてもいいのではないのでしょうか。

○中村委員長 「目指す」を「目標とする」、ちょっと待ってください。それは上だけです。そうしたら中もですか。二つ。

○古岡委員 はい、中もですね。二つですね。「文化の創造を目指す」を「目標とする」、「いきいき健康、生涯スポーツを目標とする」に換えてはいかがでしょうか。

○中村委員長 はい、宮田委員。

○宮田委員 ここで、表題で教育目標とあるのですが、目標という熟語がないのですよ。この中にもし「目指す」を、「創造を目標とする」とすれば、据わりはいいかなというものがあるのです。私としては「目指す」は平仮名より漢字のほうがいいかと思っています。

○中村委員長 はい、では古岡委員。

○古岡委員 上のほうは、その第1文なのですが「目指す」は「目標とする」というふうにし、中のは「めざす」というのを平仮名にし、これはやっぱり「いきいき」というのを平仮名にしていますので、ここの「めざす」は平仮名に。中の、括弧の中は平仮名にします。

○中村委員長 なるほどね。そうするとまず、一つずつ諮っていきたくと思います。まず本文前文の「立川市教育委員会は」という第一段落のところ、「めざす」を平仮名という意見が出たのですが、今、文化を「目標とする」というふうにしたらという意見が出ましたが、いかがでしょうか。はい、宮田委員。

○宮田委員 この枠の中は個別の目標になると思うのです。ですからこういった教育を目標に基づいて推進するという形になりますので、前回私はこれを上にしたらどうかという意見を申し上げましたが、それは「目標」という言葉がないので、これを目標とするならば四つを目標にせよと。ただし、目標というのはやっぱり一つであったほうが連なりやすいと思います。「目指す」というのだと漠然としています。夢物語です。

○中村委員長 ありがとうございます。しかし、ここで「目標とする」というのがおかしいというのは、全体が教育目標なのです。前文だけが目標ではないのです。この3行だけが。

○古岡委員 やはり一番最初の3行のところは一番言いたいことを書くべきではないでしょうか。私たちがこれを「目標とする」と。

○中村委員長 なるほどね。では澤教育長。

○澤教育長 「目指す」も「目標とする」も同じ同意語だというふうに理解していますから、皆さんが「目標とする」ということであれば、私はそれでも構わないです。意味するところは同じだと思いますから。

○中村委員長 それではまず大前提を踏まえていきたくと思います。先ほどから何回も確認し

ていますけれど、これは決定案ではなくて、市民の皆様、市議会あるいは市長部局と調整する一つの、我々の考えを表した、生コンといたらおかしいけれど、そういう状態ですから、今いろいろ議論になったところをまた次の段階でも議論できるわけですね。だからここで課題としておくということを前提に踏まえながら、まず前文のところは「目指す」を「目標とする」ということで変えてよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 ではそうしたいと思います。そのところは。

次、中です。中の○三つ目の「めざす」についてはいかがですか、ここは。平仮名。平仮名でという、まず提案がありました。

○澤教育長 それはもう最初から平仮名ということはいこうという話ですから。

○中村委員長 ではここは平仮名ということでよろしいですか。ではそういうことで。

それから先ほど宮田委員とか、いろいろご意見がありましたけれど、今までの積み重ねを尊重していくということと、それからこれは決定ではなくて、今後また、これで一旦他に行きまして、また我々の手に戻ってきたところで協議できることでございますので、それは課題としておきたいと思っております。

宮田委員。

○宮田委員 そうしましたら、先ほど私が申し上げました「実現」が二つありますということですので、「生涯学習社会の実現」というのは多く立川市の経営や、いろいろなところで「実現」という、この熟語として並んでいるのですが、ここで「実現」を取りまして。

○中村委員長 どちらの「実現」をですか。下のほうの？

○宮田委員 「社会の実現」です。まずは統一目標としての『心のかよう緑豊かな健康都市立川』の実現のために、これこれですので、その中で生涯学習社会と、子どもたちが道徳を育み、成長することを願うというふうにはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○中村委員長 はい、ありがとうございます。それでは「の実現」を取るということですか。

はい、澤教育長。

○澤教育長 この基本理念の「実現のために」というフレーズと、下の「生涯学習社会の実現」というのはちょっと意味合いが違うと思っております。だから「生涯学習社会の実現」ということは一つの熟語というか、単語としていつも言われている話であって、上のところとちょっと意味合いが違うとは思っておりますけど、確かに二つ並んでいるという意味合いでは並んでいるのですが、ずっと読んでいけば、特にさっき言った「生涯学習社会の実現」というのは、もう熟語として見ればそう違和感はないと思うのですが。

○中村委員長 では宮田委員。

○宮田委員 そうしましたら、上の立川の市政の基本理念実現のためにではなく、市政の基本理念というのはきちんとしたい、教育委員会では生涯学習社会の実現を目指すように考えて、『心のかよう緑豊かな健康都市立川』を統一将来像に見据え」とか、「将来像に見据え」というふうに変えてはどうでしょうか。

○中村委員長 そういう提案がございましたが、いかがですか。今、澤教育長からは原則、実現、実現は、ダブリ感がないので、そのままがいいのではないかというご意見として受け取りましたが、それでよろしいですね。

○澤教育長 そうですね。それとあと、今言ったように、先ほど言った宮田委員の意見はあるのですが、ただ、今言った4回継続して審議をしてきた経過の中でこうなっているわけなので、どうなのでしょう、余りここで、もちろん柔軟な考えで全部直してもいいのですが、皆さんがそういう議論をするのであれば全部ご破算でやるというやり方もあります。

○中村委員長 今、まず二つ原案のままいくというのと、宮田委員からありましたけれど、田中委員。

○田中委員 先ほどから申しているように、少なくとも4回も時間をかけ、そしてやはりお互いに意見を出し合いながらせっかくここまできて、なぜこの4行から最後の「成長することを願う」と、これについては何ら問題ないと思いますし、やはり市政の基本理念と、あと生涯学習社会の基本理念と、それをきちんと二重構造で押さえて明確にしたわけですから、この原案3でやはりパブリックコメント、あるいは市長部局の方々に提示しながら、最終的にまた私たちがそのことについて協議したらいいのではないのでしょうか。ここでは熟語の一々訂正はやはり必要ないと思います。ここで完成したわけではありませんので。

○中村委員長 わかりました、ありがとうございます。結局我々が、今まではどちらかという事務局が提案されてきたものをここで承認するという形だったのですが、初めてこういうふうになら出発しながら、悩みながらつくっていったというのは初めてですね、これで。ですからある意味で説明するときに、事務局からパブリックコメントを説明するときに、こういう悩みがあったということ、それを説明に、付加説明として加えていいということなのですが、そこで最終的に議論するというので、ここでは議論を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 では協議を打ち切りたいと思います。そうするとまず、第一段落目の「新しい文化の創造を目標とする。」それから、括弧囲みの中の3番目の「生涯スポーツをめざす」を平仮名にするということで、原案-3の方向性でいきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 ではそれで一応、原案-3を決定するというにしていきたいと思いますが、したがって、この次のステップに進んでいくということでございますので、そういうことで了解いただきました。

それでは次の、今後のステップに進んでいく概要を、事務局から説明いただけますでしょうか。小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 今後のステップでございますが、この教育目標の策定スケジュールにつ

きましては、第5回の定例会において、5月までに教育委員会の原案を策定いたしまして、そののちパブリックコメント、それから関係者の意見聴取を行い、8月末ぐらいには何とか決定して議会報告をする。このようなスケジュールでご報告させていただいたところですが、実は来月の6月、それから7月に、この教育委員会の定例会において、生涯学習スポーツ部門の市長部局への移管問題についてご協議いただく予定がございまして、その協議内容を踏まえまして、市長部局においても、来年度に向けた組織の検討の中で、この生涯学習スポーツ部門の市長部局への移管問題について協議されることが予定されております。できましたらこの市長部局のこのような議論と平行して庁内調整を進めながら、パブリックコメントや関係者の意見聴取を行いながら、教育目標の内容を詰めたほうがよいのではというふうに、事務局では考えます。

ですので、スケジュールにつきましては、これまで9月議会報告の予定でございましたけれども、変更いたしまして、年度内に目標を決定するというスケジュールにいたしまして、これまでいただいた議論につきましては継続審議という形で扱っていただければよろしいのかというふうにご提案申し上げますので、ぜひご了承いただければと思います。以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。そうすると今の報告をいただくということだったので、前回、第1回目のときに出していただいた教育目標改訂スケジュールが若干、生涯学習とかスポーツ部門の市長部局への移行ということがありますので、若干変更になるということを我々としても了解するというところでよろしいですか。

〔「結構です」との声あり〕

○中村委員長 ではそういうこととございまして、最終、立川市教育委員会の、そういうスケジュールで今後進んでいきます。立川市教育委員会の教育目標についての原案の協議をこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

---

## ◎協 議

### (2) 泉市民体育館への指定管理者制度導入について

○中村委員長 それでは引き続きまして、泉市民体育館への指定管理者制度導入についてを協議いたしますので、提案をお願いしたいと思います。澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 この、まず前提としての柴崎市民体育館の指定管理者制度の導入につきましては、平成21年の第23回定例会で協議をさせていただいて、柴崎市民体育館に指定管理者導入がされたわけです。今般、委員の皆さんに視察を行っていただいたり、逐次状況等については報告してきたわけですが、今回の協議の中ではやはり、泉市民体育館についても同様の指定管理者制度を導入していきたいという話と、それから屋外体育施設が幾つか立川の場合がありますので、これも指定管理者制度導入の方向でいきたいというのが事務局として考えているところであります。

その前提となる指定管理者の総括といいたししょうか、全体については、例えば今、柴崎市民体育館での、また後日詳細に報告はしますけれども、500人ぐらいモニタリングしている

のですが、柴崎市民体育館で指定管理者制度を導入して利用しやすくなったと、大体6割の方が評価をしております、非常に効果的なコメントも、評価もいただいております。

それとあと、指定管理者になっていろんなイベントでありますとか、いろんな事業を展開しているわけですがけれども、これに対しても大変満足いただいているということの調査も、評価もありますので、事務局としてはそうしたことも踏まえながら、泉市民体育館と屋外体育施設については同時、同着で、準備が整い次第指定管理者制度を導入していきたいということが方向であります。

またこれは、泉の場合には国体の関係もありますので、そういうことを見据えると大体、概ね25年の4月ぐらいからスタートができればという段取りといたしますか、本日はその日付の問題よりも、どちらかというところそういう全体的な方向性ですね。体育施設については指定管理者制度を導入していきたいということの提案についてのご協議をいただきたいと思えます。

○**中村委員長** ありがとうございます。提案にもありましたけれども、平成21年の第23回定例会で、立川市体育館条例の改正、指定管理者制度を導入できるという条例改正は、我々としてもいいだろうと。で、議会で最終的に認められました。それに附帯するというところで今、泉市民体育館の指定管理者制度の導入について協議題になっていますけれども、それ以外にも屋外体育施設も一括して進めていきたいということで、皆さんご意見をということの提案だったと思いますが、いかがでしょうか。特に前回、前々回かな、我々、柴崎市民体育館の見学などもしていますので、そういうことも踏まえながら、何かご意見とか質問などありましたらお願いしたいと思います。

特によろしいということですか。古岡委員、よろしいと。澤教育長。

○**澤教育長** 参考までに今の状況で少し説明申し上げますと、もちろん、開館日とか開館時間の拡大はもちろんであります。工夫の問題とか、あといろんな割引料金の設定でありますとか、創意工夫をしていただいた中で、利用者数は大体去年と比べると、22年度ですけれども120%、2割の増ということで、20万人が大体24万人ぐらいになったということ。それから料金も大体140%、実施事業も多くやっていますので、去年に比べると140%ということで、非常に増加をしているということがありますので、非常に市民からは、概ね好評に受け入れられてきたということが言えると思えます。

○**中村委員長** ありがとうございます。まだ最終的な評価はできていないのですが、途中経過ということでも、利用者も、それからいわゆる収入も増えているということで、私どもも2回見学していますけれども、やはり2回目のほうが活気があって、利用者も非常にいろいろなことに燃えているという感じを受けましたが、今の提案に関してはよろしいですかね。

はい、田中委員。

○**田中委員** 今の、澤教育長から報告があったように、500人のモニタリングや増加率など、そういう話がありましたけれども、利用者数が120%、2割増と。これもやっぱり実質的な効果があったと思えます。また指定管理者側もやはり創意工夫をしながら、利用者を使いや

すい、非常に利便性があつて効率的な成果があつたなど。前回も、柴崎市民体育館の視察を通してそのことを非常に強く実感しますので、ぜひこの方法で進めていただきたいと、そう思います。

○中村委員長 それでは、協議はこれでよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 それでは、泉市民体育館の指定管理者制度導入につきましては、今後最終の検証結果とか、あるいは施設の改修状況を見てという含みはございますけれども、泉市民体育館及び屋外施設など一括してなるべく早い時期、先ほど25年4月とありましたけれど、それは抜きにしても、なるべく早い時期に指定管理者制度を導入するという方向性でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中村委員長 はい、ありがとうございます。

それでは今、方向性を認めていただきましたので、泉市民体育館への指定管理者制度導入についての協議をこれで終了いたします。ただ、今後検証結果とか、あるいは国体がらみの施設改修の状況の報告については、よろしくお願ひしたいと思います。協議の(2)を終了いたします。

---

## ◎協 議

### (3) 幼保小の連携について

○中村委員長 続きまして協議の3番目でございますが、幼保小の連携についてを協議いたします。教育委員会定例会としては初めての自由討議でございます。協議の進行についてご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

本日は自由協議でございますので、教育委員会としての、大体課題が明確になるとか、あるいはその課題を解決する糸口が見えればよいと思っています。ゴールはございません。ある意味で言いつばなしということになって。もし議論の中から課題が明確になればそれはそれでいいと思いますので、委員の皆さんが抱えている幼保小の連携についての問題とか課題とか、幅広い見地から自由に発言していただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。最初に澤教育長からいただきましょうか。澤教育長、お願ひします。

○澤教育長 私のほうから今の現状といたしましうか、幼稚園、保育園、小学校との連携活動がどう行われているか。これは勉強会のときでも少しお話申し上げましたけれども、ただ現状はまだ、22年度段階を見ても、逆ピラミッドといたしましうか、連携の実施回数についても一番多いところでは年間6回やっているところから1回までと。非常にまだばらつきがあることは事実でありまして、そういう意味ではなかなか連携活動が、総じて全市的に、全域的に充実してやっているかという、まだそういう状況ではないというのがまず一つ、認識をしていただきたいと思っています。

全校で、全小学校で行われていることは確かでございますけれども、そのまた連携活動の

内容についてでありますけれども、一つは園児と児童、小学校の子どもたちとの授業における交流活動、特に生活科や総合的な学習の時間などを使った活動については、これは20校で行われております。それから園児、それから児童理解のための教員同士の連絡会、あるいは意見交換会などは、11校で行われています。それから一步進めて、教員同士の合同研修会がありますとか、連絡会、意見交換会、これは4校で行われています。それから園児と児童との行事等における交流活動、これは運動会とか学芸会の見学、交流給食などがあります。これが4校で行われています。それから教員による授業参観、相互参観などについては3校で行われています。その他2校ということで。非常にまだまだ回数といい、内容といい、ばらつきがあることは事実であります。

ではその中でどういう連携活動の成果を分析しているかといいますと、四つほどあるのですが、やはり児童にとって年下の幼児と関わる中で、幼児の知らないことを教えたり、幼児にわかりやすく説明したりすることを通して、自己の成長に気付いたり、思いやりの心を育んだりすることができたというふうな成果もあります。

二つ目は、幼児にとっては小学校や小学校の生活に実際に触れることによって、小学校への入学に対して抱いていた不安が和らいで、入学を待ち遠しく感じられるようになったり、児童に対してあこがれの気持ちを持ったりするようになったということもあります。

三つ目は、幼稚園や保育園、小学校の教員、保育士が相互に参観することによって、幼児や児童の姿から新たな発見をしたり、あるいは教員や保育士との関わり方や話し方から、日頃の自分の保育や授業等を見直しするきっかけになったと、そういう評価もあります。

四つ目は、幼稚園や保育園、小学校の教員、保育士などによる連絡会等を通して、連携の必要性や子どもへの関わり方に対する認識の違い、あるいは特別な支援や配慮を要する子どもたちへの理解が深まるなど、教職員も意識に変容が見られます。そういう成果として挙げております。

課題も実は一方であるわけでありまして、やはり連携の日を設定するに当たっての日程調整、時間の確保が非常に課題になっている部分がある。それから、園児と児童が交流する際に、移動する場面での引率者の、やっぱり支援者もいるのですが、各校どうするかでも課題になっています。それからやはり園と学校とのお互いの文化の違いというのがありますので、教員、保育士の相互理解をどう進めていくかという、その三つの課題が今分析されているところでもあります。

○中村委員長 はい、よろしいですか。小学校単位で、20校の幼稚園、保育園との交流の状況、それから成果、それから課題について、今ありました。ほかにございますか。はい、田中委員。

○田中委員 今、澤教育長から報告をいただいたわけですが、実は平成22年度、昨年度になりますね、その現状を報告され、課題が三つ出されたのですが、私はここ2、3年、20校による状況を振り返ってみますと、年々非常に各学校ごとの幼保小の連結、非常に取り組んでいますね。ですから先ほど澤教育長のほうから、多少ばらつきがありますと、割合も示さ

れましたが、実は考えてみますと、平成19年ですか、この動きでは平成19年11月、中央教育審議会初等中等教育分科会、この中の教育課程部会で、幼稚園教育と小学校教育の接続について、幼児教育では規範意識の確立に向けた集団との関わりに関する内容、小学校低学年の各教科の学習や生活基盤となるような体験の増、そういうことが、審議会のまとめがされているのですね。

次の平成20年の3月には幼稚園教育要綱、この中で円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同研究を設けたりすることが示されており、同じく同年、平成20年3月ですか、保育所、保育士、この中で小学校との連携、家庭及び地域社会との連携を積極的に進める。その配慮が示されたと思うのです。さらに次の年度になりますけど、平成22年の11月、この中で幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のあり方についてというので調査研究協議会会議。この中で非常に具体的にその連続性、一貫性が示されているのですね。

やはりこれらの法改正も含めて、あるいは学習指導要領の改正も含めて、既に立川で平成20年、21年に取り組んでいるのですね。そしてさつき澤教育長から報告があった数値は、その当初の2年前、またその前年からも非常によく増加している。そういう意味では非常に評価してもいいのではないかと、そう思っております。ですから結論としては23年度もさらに、今まで以上に連携、接続、それはしていくと。そういうふうに思っているところです。

○中村委員長 ありがとうございます。私からも澤教育長、田中委員からのを受けまして、いわゆる「小1プロブレム」という問題がありますけれど、子どもの成長は連続しているけれども、それが教育機関によって少し遮断されるというか、それによって「小1プロブレム」というのが生じてくる。そのためにやはり何かの、行政としての一つの手助けが必要でしょう。ですから立川も、田中委員からありましたが、平成20年度からやっています、例えば小学校での入学式の様子を見るともう歴然として変化してきたと。お行儀のいいのがいいとは言えませんが、非常に式に参加する子どもたちの意欲、喜びというのが出ていて、それは幼保小の一つの連携の成果の姿ではないかと思うのですね。

それでやはり課題としては、幼保小の連携も大事。そのためにやはり一つ一貫したカリキュラムが必要でしょう。しかもそのカリキュラムについても、実は、本当は一生を通したカリキュラム、ライフステージを通したカリキュラムということが必要なわけでしょうけど、まずは幼保小、それから小中ですね、一つの立川としてのカリキュラムをつくって、それで行政が少しまたがっていますから、市長部局と教育委員会と。それをきちんとつなげる、そのカリキュラムによって、システム化してつなげることによって、子どもの成長が連続するようしておく必要があるのではないかと。

だからもっと具体的な提案をしていくと、一つはその幼児期2年間、小学校6年間、中学校3年間を通したカリキュラムづくりが、やはり教育委員会及び立川市の課題になるでしょう。それをやるためには他部局も含めて、何かプロジェクトチームみたいなものをつくる必要があるのではないかと。今日は言いつばなしですから、私としては田中委員の発言を受けてそ

ういうふうに感じている次第でございます。

田中委員。

○田中委員 今、中村委員長のほうから課題として、今後取り組むべき方向、案が示されましたが、先ほど澤教育長から課題を三つ出されているわけですね。一つはやはり、できれば日程調整というのは今後検討しなくてははいけないと。二つ目は交流についての引率の問題が出ました。そしてもう一つは文化の違い。そういう意味で相互に理解した、そういうことについての課題が出されています。そして今中村委員長からはカリキュラムの必要性の問題がありました。私はこの問題については大きく三つあると思うのですね。

それはやはり立川らしさということを考えながら、質の高い幼保小の連携、それを推進するためにもその内容の連携、あと方法の連携、時間の連携と、この三つの連携を図ることが今後必要だと、そのように考えます。

したがって具体的に申し上げますと、第1点にその内容の連携ですが、これは立川らしい学びの接続を考えた幼稚園、保育園、小学校との連携の推進を今後続けてはどうかと。そのためにどうすればいいかということですが、立川市の幼保小連携、接続の検討委員会を組織して、そこで一つは幼稚園教育の各領域に示す事項として、健康とか、あるいは人間関係とか環境もありますね。あるいは中には表現とか、あるいは提携、そういうものがありますけれども、やはりそれらを踏まえながら小学校低学年の心の教育、それとの連続性を考えて、一貫性を持たせた教育、それをしてはどうかということを考えています。

同時に、幼稚園や保育園のこれまでの経験や学びをもとに、効果的な就学前の教育のカリキュラムや、小学校と一貫したカリキュラム。これを作成していくような手立てを今後、進めてはどうかと。それによって学びの連続性というのをちゃんと押さえると、そのように考えています。

あと、2点目ですけれども、方法の連続ですけれども、連携ですね。これについては立川らしい教職員研修体制、それをしっかり確立してはどうかと。そのために教職員が幼稚園教育要領、あるいは保育所保育指針、あるいは小学校学習指導要領の低学年の指導内容をもとに研究していただいて、授業参観あるいは授業研修などを通して課題を整理して、接続を踏まえた指導内容や指導方法の改善工夫、そういうものを研究したらどうかと。あわせて、育ちの連続性、それを考えて立川市でつくりました立川市学校教育振興基本計画の、それを生かした園児や児童に対する基本的な生活習慣や規範意識、これらについても研究して、0歳児から小学校入門期の連続性を踏まえた指導計画、これを作成してはどうかと思います。

最後になりますが、3点目の時間の連続。これについては幼稚園、保育園と小学校の生活ペースの接続を考えた取り組みをしてはどうかと。そのために幼稚園、保育園の教育活動の時間、この組み立て。例えば15分ぐらいを1単位時間として、小学校の授業のペースに少しずつ慣れさせるというような、そういうふうに思っています。

最後にその他ですけど、これについては関係部局との連携の推進。先ほど中村委員長がおっしゃった通りに進めてはどうかというのが私の考えです。

○中村委員長 ありがとうございます。復唱いたしません。

はい、澤教育長。

○澤教育長 今に関連してなのですが、連携活動をどういう視点で推進していったらいいかというのを幾つか、教育委員会の事務局内部でもいろいろ研究した部分があるわけですが、先ほどの課題を踏まえていくと、やはり相互の保育、あるいは授業参観をもっと積極的に推進していくことはいいでしょう。それから二つ目は、園児や児童が直接交流する活動の時間というか場を確保していこうとか。やはり三つ目としては先ほど田中委員がおっしゃったように教員、保育士合同の連絡会、あるいは研修会をもっと充実して図りたい。そういうふうな視点があります。

それから、先ほど委員長からカリキュラムの話が出ましたけれども、これは参考になるかどうかあれですが、板橋区で去年、22年度から環境教育カリキュラムを策定したのです。これは幼保小中までなので。要するに11年間を見通すということで、一つは4期に分けて、その11年間のカリキュラムを4期に分けて、感受期を前期として、それから更に前期後期に分けて、それから認識・問題把握期、それから評価・意思決定期という、いわゆる中学生。4歳から小学校2年までが感受期の前期に当たるわけです。そういう四つのことを踏まえながら、幼保小だけではなくて中まで入れた、これは環境教育に特化しているわけですけど、そういうカリキュラムをつくっている事例などもあります。

こういうのも、もう少し将来的な、先ほど言った、田中委員さんがおっしゃったようなそういう提案も含めて、今私がお示した三つの視点も踏まえていくと、先だと思えますけども、こういうものもやっぱり必要だなというふうに思っております。

○中村委員長 ありがとうございます。古岡委員。

○古岡委員 特に医療に関しまして、地域密着型の教育指導が市の学校医やかかりつけ医による乳児健診から学童期の学校側の健診による「小1プロブレム」などへの対策、この問題はやはりいろいろ討議を要しますが、かかりつけ医と教師、学校側と連携することでも今の「小1プロブレム」を回避できると思うし、先ほど委員長がおっしゃられたカリキュラムの一部に、この医療の本質がうかがえると思います。

○中村委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。はい、宮田委員。

○宮田委員 どういう方向でこのお話がなされるのかちょっとわかりませんでしたので、最初の発言をできませんでしたが、今のお話からすると、この連携の必要性というのは、特に指導者にとって教育を進めていく上で必要に迫られているという状況なのかなというふうに思います。

そうしますと、私などは保護者という視点から発言させていただきますとすれば、今までは家庭教育や地域教育の中で、いわゆる社会教育の中で、何となくそのつながりをつけていったということで、子どもがそれぞれの教育機関に入っても何とかやっていけたという状況だったと思うのですが、そういった家庭力や地域教育力というのが低下したために、教育機関でこの取り組みを充実させなければいけないということで、先ほど委員長がおっしゃられ

たようにプログラムというところに手を付けていくべきだというお話だったので、医療だけでなく、子どもを知る、要するに保護者もそうですけれども、指導者にとっても、やはり子どもを知ることが第一で、子どもの育ちに必要な人との交流が第二、この二つかなというふうに思います。

そうするとこのプログラムの中に保護者という、家庭での育成者の視点も入れたプログラムをぜひつくっていただきたいというふうに思います。これがないと結果的には、最終的には子どもの幸せにはつながらない。こういったところで大人、保護者も保護者として学びを多くしていているものだというふうに思います。

○中村委員長 ありがとうございます。結局今までは、家庭とか保護者自身がつないでいたのが、やはり核家族とか、皆さんやはり家庭内で教わってきたことが教われなくなってきたのが、非常に皆さん悩んで苦しんでいる原因だと思います。そういう社会情勢を考えたときに、やはり行政が何とかしないといけない。そのためには今まで皆さんからいろんなご意見がありました。ある意味で家庭教育とか、あるいは地域とか、学校とをつなぐということも大事でしょうし。

それでは皆さん、これでよろしいですか。田中委員。

○田中委員 今の宮田委員から出たことについては、既に大きな課題でして、これについてはご承知のように、教育基本法の第10条、この中で家庭教育のこと、また第11条については幼児期の教育、13条においては学校、家庭、地域住民等の相互の連携、協力。これが具体的に明示されたわけですので、やはりそういうことも踏まえて、保護者の視点と、いわゆる保護者にしても大事ですけど、やはり僕はどこまでも、教育ですから、子どもがやはり大事だろうと思うのです。そういうレベルの体系としては先ほど中村委員長がおっしゃったように「小1プロブレム」が、これがやはり大きな問題であると同時に、幼児期からの自尊感情や自己肯定感の欠如、これがちょっと見られると思います。またあわせて幼稚園や保育園、家庭というのが指導する役割、それが大切ではないかと。同時に各段階においてはその指導が十分できないと。こんなことがやはり背景にあるので、やはり保護者の視点も同時に大切で、子どもの視点からもしっかりとこの連携を推進していきたい、そう思います。

○中村委員長 ありがとうございます。そろそろ時間がきましたので、これは結論が出ないということでございますが、ここで打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 ありがとうございます。ですけど、何となく糸口が見えてきたような、例えば11年間のカリキュラムの、柱を何にしようか、視点を何にしようかというのは、板橋の例がありましたけれど、例えばカリキュラムとか信頼とかというのが出てきたと思います。あるいは家庭とか医療とか。

それは、ここで終了いたしますので、また事務局としても今の意見を受け止めていただいて、いろんなこれからの施策その他に生かしていただければと。私どもとしてもやはり次の課題の解決に向けて自分の考えを整理して、またこれが再び議案になったときに、もう少し

深めた議論にしていきたいと思いますので、自由討議を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 それでは、これは特に方向性の確認ということではございませんので、自由討議を終了いたします。

では協議題、すべて終了いたしまして、この次は。

その他はございますか。

では小林教育総務課長、お願いいたします。

---

### ◎報 告

○小林教育総務課長 1点ご報告させていただきます。既に委員の皆様はご存じと思いますが、連休中の5月4日の午後1時半頃、市内の昭和第一学園のグラウンドで、鉄製の野球の打撃練習用のケージが倒れ、1年生の頭部を直撃しまして、搬送先の病院で死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。このことを受けまして、市内の小・中学校に対し、日常の校庭の体育器具や遊具等の管理について周知徹底の通知を出しましたので、この場をお借りしましてご報告いたします。以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。私立だから、高校だから関係ないということではなく、やはり市内で起きたことを重く受け止めまして、やはり子どもたちの安全確保、安心確保ということが大事でございますので、そういう処置をしてくださいまして本当に感謝しています。ありがとうございました。

ほかにございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 よろしいですか。それではその後も1点ありまして、終了いたしましたので、平成23年第9回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

次回の確認をしていきたいと思えます。

第10回立川市教育委員会定例会は、平成23年5月26日木曜日、13時半よりこの場所、新庁舎205会議室にて開催いたしますので、委員の皆様、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

---

### ◎閉会の辞

○中村委員長 それでは、平成23年第9回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午後 2時30分閉会

署名委員

.....

委員長